

■ 策定の趣旨

熊本県では、これまで次世代育成支援行動計画を策定し、地域における子育て支援や母子保健の充実、次世代育成に向けた意識づくりなど、各種施策を推進してきました。

しかし、全国的な傾向と同様、少子化の進行が止まらず、少子化対策、子育て支援の更なる強化が必要とされています。

このような中、子ども・子育て支援の新たな制度が創設され、平成27年度から施行されました。これは、地域における幼児教育・保育・子育て支援の質・量の充実に図り、地域の実情に応じて、子育て支援を総合的に推進できる体制を整備していくものです。

熊本県では、引き続き次世代育成支援の取組みを推進するとともに、子ども・子育て支援の新たな仕組みのもとで、その充実に図るため、「くまもと子ども・子育てプラン」を策定しました。

▶ 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「熊本県子ども・子育て支援事業支援計画」であるとともに、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「熊本県次世代育成支援行動計画」として策定するものです。

▶ 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間です。

具体的施策の展開

第1章 教育・保育等の推進

子ども・子育て支援新制度においては、基礎自治体である市町村が中心的役割を果たし、都道府県及び国が重層的に支える仕組みとなっています。

県は、市町村が定める市町村計画を踏まえて、質の高い教育・保育が適切に提供されるよう、計画的に提供体制を確保するほか、保育士等の人材確保等のための支援などを行います。

■ 計画的な教育・保育の提供

○県計画では、市町村計画で設定された区域ごとに、市町村が住民ニーズを踏まえて見込んだ需要を基礎として、教育・保育の量の見込みを設定しています。

○見込んだ需要を満たすよう、市町村と連携して、保育所の新設・増設や認定こども園への移行、地域型保育事業等必要な教育・保育を計画的に提供していきます。

■ 保育士等の確保

○教育・保育の提供拡大に伴い必要となる保育士等の確保を図るため、資格取得促進等の人材育成、就業継続支援、再就職支援等に取り組めます。

■ 地域子ども・子育て支援事業の推進

○地域子育て支援拠点事業や一時預かり事業、病児保育など、地域の実情に応じた市町村の事業が円滑に実施されるよう市町村に対して支援を行います。